

### 国保で給付が受けられる場合

- 病氣やけがでお医者さんにかかったとき
- お医者さんの同意によるマッサージおよび輸血やコルセットの費用など
- 同じ人が、同一のお医者さんで同じ月に3万9千円以上支払った場合は、高額療養費として3万9千円を越す額について支給されます
- 子どもが生まれたときの助産費6万円
- 被保険者がなくなったときの葬祭費2万円



### 届け出はお早く

### 経口生ポリオワクチン投与（小児まひ予防）

■対象者

追加 昭和51年8月1日～52年1月31日までに生まれた子

定期 初回 昭和52年2月1日～52年7月31日までに生まれた子

その他 昭和48年11月3日～51年7月31日までのもので、定期のとき服用できなかったもの

■費用 無料（母子手帳を忘れずに）

日程（午後1時～2時）

対象地区	期日	会場
白根(古川、古川団地、古川宮前町を含む)・根岸・小林地区	11月1日	厚生会館
新飯田・茨會根・庄瀬・白井・大郷・鷺巻地区	11月2日	厚生会館

■離乳食実習 / 11月4日 午後1時30分から午後2時30分まで母子センター。対象は6月生まれの乳児。

# 国保が守るあなたの健康

## 健康は早期発見

## 早期治療から

## 年ごとに増える医療費

### その理由は……

- ① 医療費の増える原因は、医療費改訂があること
- ② 医療技術の向上で、新薬の開発などで毎年医療費が自然に上昇すること
- ③ 老人医療費の無料化や、高額療養費支

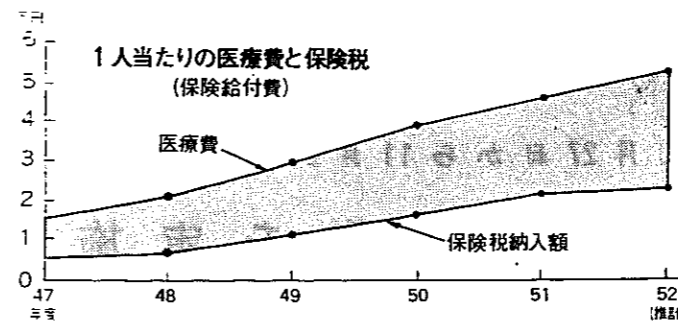


国保で負担する一人当たりの医療費はグラフのように昭和四十七年度に比べて、昭和五十二年度の推計では五万一千九百五十二円となり、三・五倍に増えています。

給制度の実施などがあげられます。よく「国保でお医者さんにかかれば、医療費は三割支払いだけで七割はタダ」と思われる方がありますが、これは間違いです。医療費が増えると保険料も増やさなければ、国保財政は運営できないことにもなります。



国民健康保険は、私たち一人一人の力ではどうにもならない不時の出費（医療費）を、みんなの力で少しでも軽くしていこうという相互扶助の理念に基づいて生れた制度です。



■健康相談日 / 11月7日＝白根（母子センター）・新飯田・白井・大郷（各駐在室） 11月8日＝庄瀬・茨會根・小林・鷺巻・根岸（各駐在室） 各会場とも午前9時から午後3時まで。

### 加入脱退の届けは十四日以内です

住所の移動や資格の取得、喪失があったときは、国保の保険証（職場保険者証がある場合は職場保険証）と印かんを持って市民課窓口または駐在室へ届け出て下さい。

加入届けや脱退の届けが遅れると、いろいろな障害がありますので、事実発生の日から十四日以内に手続きして下さい。

▼加入届けが遅れたとき  
国民健康保険の資格は、職場保険をやめた日転入した日から発生します。

▼脱退届けが遅れたとき  
届け出が遅れると一時にたくさんのお金を出さなければならぬ場合があります。また届け出が遅れた期間は保険給付を受けることができないことが原則です。

▼納付が遅れたとき  
納めすぎた保険料は返しますが、脱退届けを怠り国保の保険証でお医者さんにかかった場合、国保が負担した七割は後日返納していただきます。

### 保険税には納期限内には

保険税は、いうまでもなく皆さんが病氣やけがをしたときの費用をはじめ、助産費、葬祭費の支払いなどにあてられ、国や県、市からの補助金と合わせて国保運営には重要な財源となりますので、納期までに必ず納めよう。

